

消費者を守るクーリング・オフ制度

通常、物品を売買するときなどに交わされる契約は守られなければなりません。しかし、訪問販売などでは消費者は購入する意思がはっきりしないまま、セールスマンに勧められて契約したり申し込んだりして後日トラブルとなる場合があります。

クーリング・オフ制度は、消費者にもう一度考え直す期間（冷却期間）を与え、訪問販売で購入した場合一定の期間内であれば無条件で契約の解除や申し込みの撤回ができることを法律で定めたものです。

◆クーリング・オフをするための条件

- ・契約または申し込みした場所が営業所、代理店、露店、一定期間の商品展示会場ではないこと（業者に営業所などへ連れて行かれた場合や、電話で呼び出された場合、消費者が業者を自宅へ呼んだ場合を除く）。
- ・クーリング・オフしたいものが法律で指定された商品であること。
- ・契約書を受け取った日から一定の期間内であること（業者からクーリング・オフを拒否された場合などには、期間が延長されることがあります）。

◆クーリング・オフできない場合

- ・通信販売の商品（ただし返品できることが表示されているものを除く）
- ・3,000円未満の商品を現金払いで購

入した場合

- ・商品が消耗品（健康食品や化粧品など）で使用してしました場合

◆クーリング・オフの方法

クーリング・オフの期間内に、下記の内容を参考にしてハガキなどに書き、コピーをとってから簡易書留や配達記録で送りましょう。口頭での申し出は証拠が残らないため、トラブルの原因となります。また、クレジットの契約をした場合には、クレジット会社にも送る必要があります。

◆クーリング・オフのためのハガキの書き方（例）

切手	〇〇市〇〇町〇〇〇	契約解除通知書
〇〇株式会社 御中		契約年月日 平成 年 月 日
		商品名 〇〇〇〇〇
		契約金額 〇〇〇〇〇円
		販売業者名 〇〇株式会社〇〇営業所
		担当者 〇〇氏
		右記日付の契約は解除します。なお、支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、商品を受け取ってください。
	平成 年 月 日	
	住所 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号	
	氏名 〇〇氏	
	電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇	

次の標的はあなたかも

悪質商法・架空請求にご注意

全国的に被害が広がる悪質商法や架空請求。最近では業者の手口も巧妙化、悪質化しており、深刻な被害も後を絶ちません。悪質業者はさまざまな手法で消費者を狙っています。その手口や、万が一のときの対処法を知ること、被害を未然に防ぎましょう。

岩手県民生活センターの調べによると、平成十七年度に同センターや県内十一地方振興局消費生活相談室で受け付けた県民生活相談の件数は一万二千四百二十五件（前年比三三・八割減）と、平成六年度以来初の減少になりました。

言葉巧みに契約を迫る業者

悪質商法の種類は三十種類以上にもおよび、その手口もさまざまです。その多くは▽期間限定商品▽キャンペーン価格▽あなただけ▽特別です——などと言葉巧みに、市価の数倍もの価格で商品売り付けます。「いいから」と断っても契約するまでしつこく勧誘する悪質なものもあります。

契約してしまったときは…

悪質商法の被害に遭い、商品の契約や申し込みをしてしまった場合の対処法として「クーリング・オフ制度」があります。これは訪問販売などで商品を購入してしまっただけで、一定の期間内であれば契約を解除でき

加傾向にあり、特に不当請求や住宅リフォームに関する相談が目立って増えてきています。

◆悪質商法の一例

<h3>かたり商法</h3> <p>あたかも公的機関や有名企業の職員であるかのような服装や言動で、浄水器や消火器、電話工事などを市価の数倍の値段で売り付けます。</p>	<h3>架空請求・不当請求</h3> <p>「〇〇最終通告書」などと記載したハガキやメールで、身に覚えの無いインターネットサイトなどの使用料を請求、または携帯電話などの電話番号へ連絡させようとしています。</p>
<h3>健康商法</h3> <p>高齢者の病気や健康に対する不安につけこみ、健康器具や健康食品などを売り付けます。誇大な効果をうたった商品や、何年分も商品を大量に売り付けることも。</p>	<h3>催眠商法</h3> <p>街頭で引換券などを配り、締め切った店内に人を集めて商品の無料配布や大安売りで会場を盛り上げ、最後に高額な羽毛布団や健康器具、健康食品などを売り付けます。</p>
<h3>振り込め詐欺</h3> <p>身内などを装って電話し「交通事故を起こして示談金が必要になった」「サラ金の取り立てにあっている」などどうそをつき、お金を振り込ませようとしています。</p>	<h3>点検商法</h3> <p>「お宅の無料点検に来ました」などと家庭を訪問し、床下や屋根を調べて「このままでは危険」と不安をあおり、高額な商品や工事の契約をさせようとしています。</p>

困ったときはご相談を

宮古地方振興局では、消費者トラブルに関する相談を受け付けています。▽しつこく勧誘される▽身に覚えの無い請求が送られてきた▽返済の見通しが無いのに高額なクレジットを組まれた▽必要以上に大量の商品の契約をさせられた▽半年後でなければ契約解除できないと言われた——などの消費者問題でお困りの方は、ご相談ください。



◆宮古地方振興局消費生活相談室

受付日 毎週月曜～金曜日
（祝日、年末年始を除く）
受付時間 午前8時半～午後5時
相談場所 宮古地区合同庁舎1階県民ホール（宮古市五月町1-20）
電話番号 64-2111（内線340）
相談方法 電話または直接来所

るものです（上図参照）。ただし、制度を利用するためには一定の条件を満たす必要がありますので、ご注意ください。

◆悪質商法に引つ掛からないようにするためには、普段からの心掛けが大切です。クーリング・オフができるからといって安易に契約してしまわないよう、高額な商品を買うときは本当に必要なものか、しっかり家族と話し合ってから決めましょう。

◆用心するための8つのポイント

- ▽誘われても簡単にいい行かないようにしよう
- ▽見知らぬ人を簡単に家に入れないようにしよう

いようにしよう

- ▽面倒でも契約書はすべて目を通し内容を確認しよう。知らないかったでは済まされない
- ▽「確実にもうかる」など甘い言葉には要注意
- ▽タダほど高いものはない。その影には必ず落とし穴が…
- ▽契約前に必ず家族や友人に相談し、決して一人では決めない
- ▽本当に必要だと思ったらほかの業者も調べ、適正な価格が確かめてみよう
- ▽支払いや契約を急がせる業者には要注意

◆問い合わせ 役場住民生活課住民相談担当（内線128）へ。